

令和6年度 建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

目的

本局では、建設工事等に係る入札・契約制度における「適正価格での競争の促進」及び「価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実現」の二つの目的を達成するため、制度の見直しを毎年度行っています。

令和6年度は、入札参加者の負担軽減を図るための見直しや直近の国の動向・データ等を反映した見直しを実施します。

建設工事に係る見直し

「積算疑義申立」に係る手続の見直し

現在、疑義申立期間中の金入設計書の閲覧方法については、工事担当課での閲覧のみとしています。入札参加者の事務負担の軽減及び手続の効率化を図るため、希望する入札参加者には工事担当課からの電子メールによる送付も可能とします。

また、疑義申立期間については「開札日を含む3日間」から「開札日を含む2日間」に短縮し試行を継続します。

建設コンサルタント業務等に係る見直し

最低制限価格等の水準の引上げ

測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、国の調査基準価格の算定式及び範囲の改定(令和6年4月15日実施)に準じて、本局の最低制限価格の算定式及び最低制限価格基準額の範囲を以下のとおり引上げます。

【表1】最低制限価格の算定式中における係数の見直し

区分	項目	現行	見直し後
測量業務、地質調査業務	諸経費に乗じる係数	0.48	0.50
土木関係建設コンサルタント業務	一般管理費等に乗じる係数		
補償関係コンサルタント業務	同上	0.45	

【表2】最低制限価格基準額の範囲の見直し

区分	項目	現行	見直し後
土木関係建設コンサルタント業務、 建築関係建設コンサルタント業務、 補償関係コンサルタント業務	最低制限価格基準額の範囲	60%~80%	60%~81%

その他

入札公告中の質疑に対する回答方法の見直し (建設工事・建設コンサルタント業務等共通)

現在、入札公告中の質疑については、質疑書受付期間終了の日から3日後の日に一括して質疑の内容及び質疑に対する回答の閲覧・交付を行っていますが、入札参加予定者の事務負担の軽減及び手続の効率化を図るため、質疑書を受け付けた翌日以降に、質疑の内容及び質疑に対する回答のうち時間を要しないものについては、可能な限り随時、閲覧・交付を行うこととし、その他の質疑回答については従来どおりとします。

実施時期

令和6年9月1日以降に入札公告を行うものから適用します。